

# 公益社団法人青森県診療放射線技師会学術委員会部会規程

平成25年4月29日制定

令和元年7月12日改正

## 第1章 総則

(通則)

**第1条** この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）学術委員会（以下「委員会」という。）規程第3条第4項に基づき、必要な事項を定める。

## 第2章 部会

(名称)

**第2条** 委員会に、専門分野とする内容に応じて、次の部会を置く。

- (1) 放射線治療部会
- (2) 診療部会
- (3) 医用情報部会

(統括管理)

**第3条** 全ての部会の把握及び調整は、委員会委員長が行い、理事会が統括する。

(解散)

**第4条** 理事会は、部会の運営が円滑に行われず、部会本来の目的が達せられていないと判断したとき、これを解散させることができる。

## 第3章 運営及び事業の開催

(運営)

**第5条** 部会は、事業計画を立案し計画的に運営を行う（学企第1号様式）。

- 2 部会は、運営に関する内容（方法、日時及び場所等）について、所属委員と協議の上決定する。
- 3 部会は、研修会等の開催する日時、場所及び内容等（以下「開催に関する事項」という。）を、本会の広報等を利用して可能な限り会員全員に周知する。
- 4 部会は、事業計画を立案するときは、必要に応じて他の部会と合同開催及び講師依頼調整等、運営について協議又は検討する。
- 5 部会は、必要に応じて本会研修会、学術大会及び広報等を利用し、研究並びに討議された内容又はそれに関連したものについて、報告又は発表を行う。
- 6 部会は、年度最後の理事会に当該年度の事業報告及び次年度の事業計画書を提出する。特に講師依頼が予定される場合は、事業計画に可能な範囲で記載する。
- 7 前項の提出書類は、委員会委員長が取りまとめる。

(講師依頼)

**第6条** 委員会委員長は、部会より講師依頼の予定を報告された場合は、前条第6項の提出とは別に、事前に次の事項を理事会に申し出て、承認を得なければならない。

(1) 部会及び部会長名 (部会長が不在の場合は委員)

(2) 講演内容

(3) 講師名及び講師の所属施設名

(4) 開催日時、場所

(5) 経費の必要の有無、その他

2 講師の依頼に経費を必要とする場合は、理事会と協議する。

3 部会長は、会長からの要請があるときは理事会に出席しなければならない。

4 部会からの申し出から開催予定日時までに、理事会の開催が予定されず、講師あるいは部会運営等の都合により、順延が困難なときは、会長に承認の可否を諮る。

5 第2項及び前項により承認された講師あるいは講師の所属する施設宛の依頼は、会長が行う。

(講演会及び研修会)

**第7条** 第5条第6項の事業計画書及び前条第2項の協議において、講演内容が会員全体に参加を呼びかけるに適すると会長が判断する時は、原則として会員を対象とした講演会あるいは研修会とする。

2 前項に該当する講演会又は研修会のとき、第6条第1項を優先する。ただし、他の部会の講演依頼希望や本会行事等を考慮して、当該部会長と理事会との協議の上、決定することがある。

3 本会は、決定した講演会又は研修会の開催に関連する事項について、本会の広報等を利用して会員に周知する。

4 第1項に該当する講師の依頼は、原則としてすべての部会合わせて年間若干名とする。

(事業等)

**第8条** 部会は、定款第4条の推進のため事業等には積極的に協力及び参加する。

(運用費用)

**第9条** 通常の運営に必要な経費は、本会から支給する。

## 第4章 雑則

(規程の変更)

**第10条** この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

### 附則

1 この規程は、平成25年4月29日より施行する。

### 附則

1 この規程は、令和元年7月12日に改正、同日施行する。